

## 5 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
34	1111	予防医師居宅療養Ⅰ1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 503 単位	503	1回につき	
34	1113	予防医師居宅療養Ⅰ2		(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	452 単位	452		
34	1112	予防医師居宅療養Ⅱ1		(2)介護予防居宅療養管理指導費 (Ⅱ)(在宅時医学総合管理料等を算 定する場合)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	292 単位		292
34	1114	予防医師居宅療養Ⅱ2		(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	262 単位	262		
34	2111	予防歯科医師居宅療養Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場 合(月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	503 単位	503		
34	2112	予防歯科医師居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	452 単位	452		
34	1221	予防薬剤師居宅療養Ⅰ1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	553 単位	553	
34	1222	予防薬剤師居宅療養Ⅰ1・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	653		
34	1251	予防薬剤師居宅療養Ⅰ2		(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	387 単位	387		
34	1252	予防薬剤師居宅療養Ⅰ2・特薬		特別な薬剤の場合 + 100 単位	487			
34	1223	予防薬剤師居宅療養Ⅱ1		(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)同一建物居住者 以外の利用者に対して 行う場合	503 単位	503	
34	1224	予防薬剤師居宅療養Ⅱ1・特薬			がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	603	
34	1255	予防薬剤師居宅療養Ⅱ2		(二)同一建物居住者 に対して行う場合(同一 日の訪問)	503 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	603
34	1256	予防薬剤師居宅療養Ⅱ2・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	603	
34	1225	予防薬剤師居宅療養Ⅱ3		352 単位	(二)同一建物居住者 に対して行う場合(同一 日の訪問)	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	452
34	1226	予防薬剤師居宅療養Ⅱ3・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	452	
34	1253	予防薬剤師居宅療養Ⅱ4				特別な薬剤の場合 + 100 単位	452	
34	1254	予防薬剤師居宅療養Ⅱ4・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	452	
34	1131	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ		ニ 管理栄養士が行う 場合(月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	533 単位	533	
34	1132	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ			(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	452 単位	452	
34	1241	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	352 単位	352		
34	1242	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	302 単位	302		
34	1261	予防看護職員居宅療養Ⅰ	ヘ 看護職員が行う場 合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	402 単位	402		
34	1262	予防看護職員居宅療養Ⅰ・准看			准看護師が行う場合 × 90%	362		
34	1263	予防看護職員居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	362 単位	362		
34	1264	予防看護職員居宅療養Ⅱ・准看			准看護師が行う場合 × 90%	326		